

# 茨木市立郡小学校PTA慶弔規則

## (目的)

第1条 茨木市立郡小学校PTA規約第39条により、会員・児童・教職員ならびに会員に準ずる学校職員（校医・校務員・給食調理員・介助員）に対する慶弔について定めるものとする。

## (弔事)

第2条 弔事

1. 会員および児童の弔慰金等 5,000 円  
筒花 1 基または相当品
2. 訃報の連絡が必要な場合は、役員が行う。

## (見舞)

第3条 見舞

児童の1ヶ月以上の欠席を要する傷病見舞金（災害・事故に限る） 5,000 円

## (その他)

第4条 本規則に定めない事項が発生した場合は、運営委員会で協議決定する。

第5条 この規則は、運営委員会において出席者の2分の1以上の賛成により改定することができる。

附則

昭和50年6月23日から実施する

平成30年5月19日一部改正

令和2年1月11日一部改正